

72-NO. 2

会報

第二号

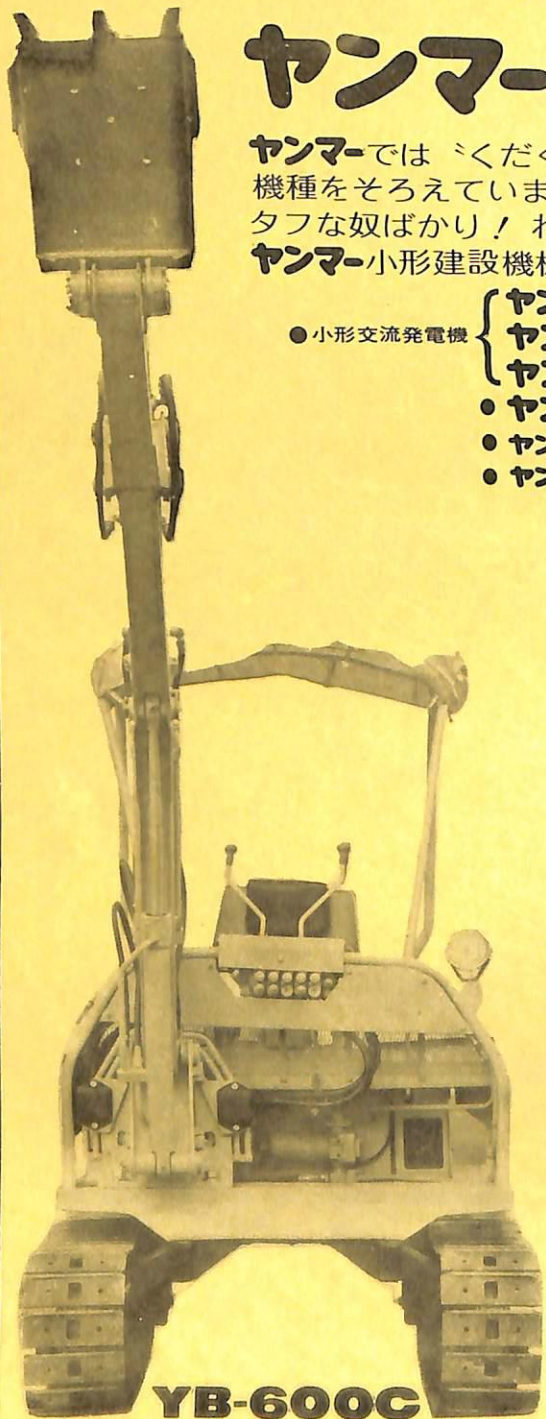


全国建設機械リース業連合会

リースにうってつけの ヤンマー小形建設機械

ヤンマーでは「くたく」から「かためる」まで数多くの機種をそろえています。どの機種も酷使にビクともしないタフな奴ばかり！ わずかな経費でデッカク働きます。
ヤンマー小形建設機械はリースにうってつけ！！

- 小形交流発電機
 - ヤンマーライトパワー YSG形シリーズ(ガソリンエンジン付) 500~1200VA
 - ヤンマーエスライト 1.5~5kVA
 - ヤンマーエスパワ 3.5~10kVA
- ヤンマーガソリンエンジン G-25~G-50D形
- ヤンマーレンゾコンブレッサ (YMC-4~YMC-23 (T)形)
- ヤンマーロータリコンブレッサ (YMR-15 (T) (P)形・YMR-50形)



YB-600C



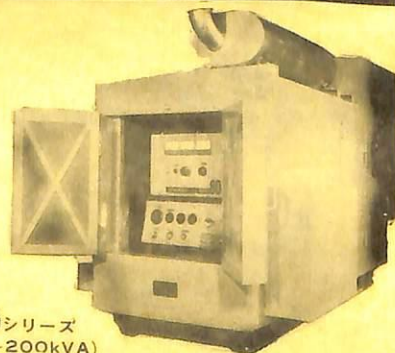
HD-800

ヤンマーハンドドーザ



Y-16

ヤンマーショベル



YPGシリーズ
(10kVA~200kVA)

ヤンマーポータブル発電機
(防音形)

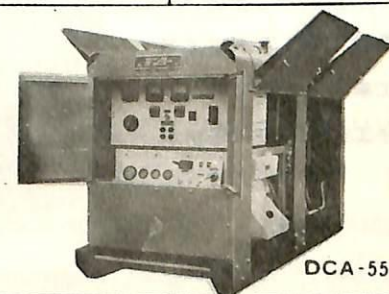
ヤンマーディーゼル

ヤンマーディーゼル株式会社 (本社) 大阪府北区東里町2-1-1 (〒530) TEL 372-1111 (代)
(支店) 札幌・東京・名古屋・高松・広島・福岡

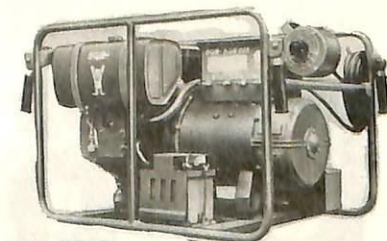
タフで強力

—— デンヨー 製品の共通点です

動く発電所デンヨー
パワーはパワー
が強力、操作が簡単、
故障知らずの
タフな設計
エンジン発電機
デンヨーパワー



DCA-55S



ACD-200S

エンジン溶接機
デンヨーホンデ

NEW デンヨー株式会社

本社 東京都中野区上高田 4-2-2 TEL 03(389)3111代・03(386)2176代
札幌/仙台/新潟/東京/静岡/名古屋/金沢/京都/大阪
広島/高松/福岡

国土開発の推進力
技術の桜川

モーター焼損に対し一カ年間無償修理保証書付き



土木建設工事・下水道工事
ダム工事・地下鉄工事
重化学工業の排液の揚排水

〈揚程〉6～48m
〈吐出し量〉0.1～4.0m³/min
〈口径〉40～200mm
〈モーター出力〉0.25～37kw

水中ポンプ U-pump

★単相ポンプ(U-25F・U-40F)★三相ポンプ(U-A形・U-S形)★HS-水中サンドポンプ★J-PUMP(高級ステンレスポンプ)

★水中ポンプのパイオニア★

株式会社 桜川ポンプ製作所

本社・工場 大阪府茨木市安成1225番地 ☎0726(43)6431
上尾工場 埼玉県上尾市陣屋1005番地 ☎0487(71)0481

札幌011(821)3355 仙台0222(56)5606
新潟0252(44)1943 東京03(861)2971
名古屋052(751)0676 高松0878(33)0231
広島0822(92)3666 北九州093(581)9692
福岡092(77)8871 鹿児島0992(22)0806

目次

会長所信	全国建設機械リース業連合会 } 会長 山内鹿蔵	1
東京建設機械リース業協会 }		
"連合会のメリットに就て"	副会長 宮野正之	2
第3回定時総会		4
挨拶	大阪建設機械リース協同組合理事長 脇田竹広	6
昭和47年度第1回理事会議事録		6
昭和47年度第2回理事会議事録		10
会員増強活動とその情況	副会長 柳陝西機工 志茂坂敏	12
昭和46年度事業の概要		
大阪便り	パイプロ専門部会世話人 脇田竹広	16
パイプロ専門部会発会式議事録		16
パイプロ専門部会規約		18
近況について	神奈川県建設機械リース業協会会長 中村 憲	20
建設機械リース業者へ	全国建設機械リース業協会企画調査委員会	21
挨拶	東中国建設機械リース業協会会長 日笠保男	22
静岡県にも協会発足		23
静岡県建設機械リース業協会設立のび	会長 高島博行	23
第2回定時総会記録		24
昭和46年度第2回理事会記録		25
昭和46年度第3回理事会記録		26
昭和46年度第4回理事会記録		27
委員会組織会議		29
各委員会の管轄事項	全国建設機械リース業連合会	30
技能検定制度の提唱に当って	大阪建設機械リース協同組合理事長 脇田竹広	31
編集後記		32



会 長 所 信

全国建設機械リース業連合会 } 会長 山内 鹿 蔵
東京建設機械リース業協会

47年度より連合会本部が東京に移設されると共に、不肖私浅学非才の身を顧ず連合会長の重責を担う事になりました。任期中スムーズに連合会の機能を発揮出来るや否やも、偏へに各地域会員の御認識と熱意に依つて、叱咤御協力に依るに他ならないと信じますから、宜しく御願い致します。

昨年9月ニクソンのドル防衛の発表以来円の切上げ、輸入課徴金等国際経済的衝撃は各業界に余りにも厳しい条件が背負わされ、多難な47年度となりました。偶々政府の、国内景気浮揚挽回策として、土木建設業界は財政投融资、補正予算に依り、ドルショックとは裏腹に年間伸び率は例年と変らぬ躍進ぶりのため、関連産業としてのリース業界は比較的活発な稼働に終始して居る事は御同慶に堪えない次第であります。

然るに、相変ず非需要期に於ける各地域に、極度な過当競走から、ダンピングが行われ、業界の陋習として此れの潰滅には蟻蚊の駆除の如き様相を呈して居ります。

此の様な業界の内臓的欠陥を癒補する為には、今年3月国税庁より賃貸保有機械の法定耐用年限が適正に短縮されたのを契機として、業界のエチケットを辨え、自主規制を以て経営基盤を確立し、体質の改善、経済的地位の向上に依り、社会公共福祉にも大いに貢献し、協会組織を拡充して連合会の地位のレベルアップを計り、初期のスローガンである連合会を社団法人にする目的達成の為、大いに意欲を燃し、たゆまざる努力を以て年々飛躍的前進を期待致し度いと思ひます。

尚又、同時に友好団体と緊密なる提携に依つて、建設機械リース業団体が一丸となつて、問題点の解決に なるならば、賃貸業法の制定される結果ともなるであろうし、登録制度採用も強ちやぶさかではないと信じます。

然し乍ら私共リース業界は御高承の通り其の沿革も浅く、随つて組織力も他の業界に比べ、甚だ小規模であり充分な行動力を発揮出来得ない恨みもありますので、今後組織力の拡大が特に必要になります。

今年に入りまして全国的にみて東京(関連一円及び東北新潟の一部を含む)大阪、中部(名古屋、岐阜、三重を含む) 神奈川、北海道、中国、九州、四国、兵庫の十地区に於ける同業者団体の提携をみつゝあり、日本列島全地域に渉り連合会組織の拡大に依り、全国会員410社を数う

るに到り、私共業界の向上発展について大いに意を強うする次第であります。各地域に於いてどの協会にも属しない業者がまだまだ相当数ある事は否めない事実であります。何卒此の際各地区の会員の御熱意と御努力に依つて、建設機械業界百年の計を立て、アウトサイドの方々を説得して加入される様御奨め下され度、会報を通じて会員諸賢に特に御依頼申上げる次第であります。

然る後、連合会の組織力増強、行動力の発揮、政活力の強化を計り、現時点に於いて又は将来起り得る凡ゆるアンデレーションを突破、難問題解決に当り得る事が出来、連合会並びに協会のメリットも十分発揮されると思ひます。

終りに臨んで業界の向上発展を期待し、あわせて会員諸賢の御健康を御祈り申し上げます。



連合会のメリットに就いて

副会長 宮野 正 之

私は昭和42年中部建設機械リース業協会を設立以来5年間 " 協会のメリットに就て " 悩み苦しみ今又ここに本部からの御指令により " 連合会のメリットに就て " 何か書く様に御指令を受け、到底その任にあらずとお断り申上げたのですが、たつての御依頼によりおこがましく拙見を述べさせて戴きます。

一口にメリットと云われてもそれは無限大の現象であり又難問であります。

各々の観点によつてそれぞれ相違するものであり、その人その人の主観であるからには第三者がいたらずにこうであると断定する事は、誠に早計であるといわなければならない。要はその人の受取り方と利用度によつて正解が出ると思ひますが如何でしょう。

つまり青い鳥は御自分で探し求めると云うことでありましようか?

従来一般的な事業と違つてリース業そのものが未だ数年の歴史しかなく、私共がパイオニアとして子孫に立派なデータを作つてやらなくてはならない。連合会そのものが発足僅か2年足らずのもので、そのメリット云々は無理難題中の難問であり到底正論の足元までの意見も出来ないのが当然であります。先程も申し上げました様に私の主観によつて感じた事をありのまま申し上げてみる事に致します。

資本主義そのものが大企業のためにある現況下にあつて、私共中小企業者が昔乍らの一人よがりの一匹狼では、井の内蛙大海を知らずも甚だしいものであります。

その対抗策として共同体を作るのは自然の姿であり、また、そうしなければ生きて行けなくなる日の来るのも時間の問題でしょう。

たまたま田中総理の提唱する日本列島改造論から云つても、北海道と九州が時間で結ばれる日もそう遠くないとすれば、今にして私共が全国的にしつかりと手を握りあつておかなくては悔を千歳に残すことは火を見るより明かでしょう。

単なる地方団体では相手にもして貰えない。中央も全国団体の発言ともなれば安易に門前払をくわすことが出来ないのは当然のことです。即ち私共の提案する諸問題がストレートに政治に直結出来るのでございます。今迄泣寝入りをさせられていたのが、その必要が失くなつたのであります。

今後私共の事業も何も局地的にこだわることなく東京の会員が九州の注文をとり、北海道の会員が名古屋の注文をとり、各々その地区の会員と流通しあつて全国を股にかけて取引する事が出来ます。

ゼネコンも保有機械を順次償却して、リース又はレンタルに切かえて居ります(本年度の建設省建設機械動向調査によれば一事業所当りの平均保有台数が42年8台が45年7台と減少しているのを見ても立証される)今後リースもその現場の必要台数の総見込見積書徴集と云う事態が必至であると断言してはばからないのであります。当然連合会の存在性がいよいよ重要視されてくる事でしょう。

一つダンピングの防止、一つ機械の円滑な交流。一つ相互利益確保のための政治的手段。一つ公害防止安全運動の推進、一つ会員の人間性向上育成、等々連合会ならではの事業活動により更に連合会のメリットが向上されて、私共と不可分離となつた時こそ、私がとやかく申上げる迄もなく真のメリットが理解される時でありましょう。

以上総括して再三申し上げます様に、あくまで私の主観で論理になつている様な、いない様な誠にあいまいでございますが、以上御笑覧下されば幸甚に存じます。最後に中央地元の東京の皆様には、書類の提出、陳情に面接者不在のためのお百度参りに随分御苦勞のことと厚く御礼を申し上げますと共に今後共よろしく御願ひ申上げる次第でございます。

第三回 定時総会

日時 昭和47年5月13日 午後3時

場所 東京都日比谷 日生会館

総会議案

1. 昭和46年度決算承認の件
2. 昭和47年度事業計画(案)承認の件
3. 昭和47年度予算(案)承認の件
4. 役員改選の件

以上四議案のうち、第1号・第3号議案は説明通り承認

第2号議案の新年度の事業計画は前年度の継承だが、特に重点を置かれるものとして①組織の拡大強化②对外宣伝のための会報・機関誌の発行③第2回整備安全月間の実施④従業員の福祉としてグループ保険の一元化⑤友好団体との緊密な連携などがあげられたほか、標準料金の実施による過当競争の防止など重要事項も逐次とりあげられていく予定である。

第4号議案の役員改選は、東京へ本部が移設されたため会長には東京建設機械リース業協会の山内会長が兼任することとなつたほかつぎの各氏が選出された。

◇東京=三明興業(会長)、新川工業(副会長)、三和リース、オマタ土鋳機商会、筑紫建機

(以下理事)

◇大阪=関西機工(副会長)、和田工業所、広津機械、相互土建機械(以上理事)

◇中部=宮野機械(副会長)、太平リース、中京機械(以上理事)

◇北海道=大鉄商店(副会長)、松本機械、片桐機械金属(以上理事)

◇神奈川=中村商店(副会長)、山敬商会、大塚機械(以上理事)

◇東中国=三共リース(副会長)

◇中国=広島菱機(副会長)、富和モーター、富野機工(以上理事)

◇四国=四国建材センター(副会長)、田中鉄工(以上理事)

◇九州=船尾機械(副会長)、宍戸氏(以上理事)。

なお、前会長脇田竹広氏は相談役に就任した。

山内新会長のあいさつ要点=会長に選ばれましたが、前年度より留任のベテランの役員諸兄と新進気鋭の新役員に助けられ、協会の事業活動に万全を期す所存であります。しかし、会の動きは会員一人一人の声と力によるもの以外のなにものでもないもので、一層のご協力をお願いします。

なお、昭和46年度の事業概要は別記の通りである。

また、緊急提案として会則の改正が次の通り審議され、これを承認した。

会則変更に関する件

この会の会則のうり、第6条に規定する役員の方々は、全国的な組織となつたこの会の現状に即しないから、下記の通り変更する。

会長1名、理事若干名は変更せず。

副会長3名を若干名、監事3名を4名と変更。

事務局長・会計は役員に該当せず削除。

依つて、変更後は次の通り

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 4名

以上



御 挨拶

大阪建設機械リース協同組合理事長 脇田竹広

連合会の会員の皆様にはますます御建勝の事と御慶び申上ます。

連合会の発足以来2年数ヶ月此の間に役員の方々の御熱心なる御指導に依り会員も増え、又組織を作り完璧を期した事は誠に喜ばしい事と存じ上げます。

四国、九州の協会は今日まだ入会されていないと云う事は(個人として入会されて居ります)西日本を受け持つ処の大阪の我々の不勉強だと心苦しく思つて居ります。

近々四国なり九州へ説得に出向くべく考へて居ります。

又ダンピング防止の問題につきましても種々論議を重ねて参りました処、此の度は大阪に於きまして協同組合内部部会を各々機種別に組織する事となり先づパイプロ及び発電機を以てパイプロ専門部会を去る11月9日に結成発会式を挙行した次第であります。明細は後文に有りますが今後ローラー・ポンプ・コンプレッサー等の部会を組織するべく準備を進めて居ります。

尚組合員を叫合して窓口を少なくする方法も考へて居ります。これも近々に実現したいものと思つて居ります。

会報第2号発行に当り甚だ簡単では御座いますが私のご挨拶といたします。

昭和47年度 第一回理事会議事録

日時 昭和47年6月22・3日(集合22日
14時)

場所 奈良市川上町27 大和山荘

出席者

会長・内山鹿蔵 副会長・新川大吉 理事・
西垣勝行 小俣実 小松一平(東京) 副

会長・中村憲 理事・木立将量 水品潔(神
奈川) 副会長・宮野正三 理事・広田正

男 二宮緑郎 参与・岩田正治(中部)

副会長・村上久司 理事・藤原卓志(東中部)

副会長・森川照夫 理事・野口誠輔 山本高

義(中国) 副会長・志茂坂敏 理事・和
田繁夫 小田切治郎 広津三好 相談役。

脇田竹広(大阪) オブザーバーとして
中山興業株、イシダ産業株、姫路重機株、
(有)菅原電気商会(姫路市)、トーヨーリー
ス株(高松市)

議案はつぎの

とおりであります。

- | | | | |
|----|-------------------|-----|---------------------|
| 3 | 公共福祉並びに公害問題の推進 | 東京 | ともその地域の方々が出来るだけ多く加入 |
| 4 | 委員会設置の件 | 中部 | して戴いたほうが、将来法人化問題の推進 |
| 5 | 会報・会員名簿の作成 | 〃 | のためにも、協会を強力なものにまとめる |
| 6 | 定款及び細則の再検討 | 〃 | のためにも是非増強に協力願いたい。 |
| 7 | 全国の業者間の流通を活発にし | 神奈川 | 入会資格はどうするか |
| | て有休機械を活用させ各地区の | | 志茂坂(大阪)より大阪の例として理事数 |
| | 交流を図りたい。特に東北地区 | | 名の推選により理事会に計り入会させる |
| 8 | 盗難機械の通知を全国会員に連 | 〃 | ようにしているとの話 |
| | 絡し早急に事故防止に当る様に | | 個人の入会について |
| | しては | | 新川(東京)より一匹狼的でも現時点とし |
| 9 | 今年度より実施された耐用年限 | 〃 | ては入会せしめ指導して行つてはどうか |
| | の短縮の手続き書類を地方税務 | | との意見が述べられた。 |
| | 署へ提出してどの程度受理され | | 中村(神奈川)よりも同意見である発言。 |
| | ている会社(商店)数とその実 | | 小田切(大阪)より元の使用主のところ |
| | 情は | | 悪いことをしたもの(仮定)が独立し、 |
| 10 | 名称を如何にすべきか(支部、大 | 大阪 | 協会に入つて来た場合、会合で両者が顔 |
| | 出張所、事務所) | | を合せることになるので不都合が生じる |
| 11 | 機械の貸出しと保険問題につい | 中国 | ため、大阪ではその点も調査し理事会に |
| | て | | かけ入会させるしくみにしている。 |
| 12 | 近代化促進法が適用されるよう | 〃 | 小俣(東京)現時点ではなかなか困難であ |
| | 検討してもらえないか。 | | る。趣旨は非常によいし当然そうあるべ |
| | 注 2については中部からも提案あり | | きであると思われる。 |
- 審議事項
- 山内鹿蔵新会長が新任の挨拶を兼ね協会の現況及び将来性について相互情報交換と親睦により発展向上されるよう挨拶があつた。
- 主催地である大阪の志茂坂副会長が議長となり提出議案の審議に入る
- (一) 提案1.について山内会長本部の立場から現在北海道から九州まで加入または加入される準備を進めておられる状況である。将来

- 大臣等も紹介するとの話してその日は別れた。
- 6月7日山内会長、西垣、田中各理事、香取事務局長の4人で、機械課の課長を訪問協力依頼、また建設業課鈴木専門官も訪問依頼した。
- (三) 3の議案については議案の2においておむね説明がなされたので詳略
- (四) 4の提案については岩田(中部参与)より将来委員会を作り運用するようにはは
- 委員会は企画、調査、渉外、広報の4部門位ではとのことで各委員会についての内容の説明あり、
- 志茂坂(議長) 各地区から選出してはどうか
- 岩田(中部) 常任委員を作り強力に進める(地域が広範囲であるため。)
- 山内会長 企画委員に一任しては、(東京、大阪、中部、神奈川)
- 小俣(東京) 分担してやるのが適当と思う。
- 岩田(中部) 中央官庁が東京にあるので、東京、神奈川でもつてもらいたい。
- 山内会長 官庁に行く場合でも全国から来たと言うことで全国にまたがったほうがよくはないかとの意見が出たが。
- 結論として、東京、神奈川、中部、大阪から各一名企画委員を出し検討することになった。
- (五) 5の提案については岩田(中部)から説明
- A 会報は年何回発行するかについて春、秋2回発行することになった。
- B 名簿作成については、もうすこし後で連合会の形がすつきりした時点で作成する。

- その前に各協会から現有会員名簿を至急出してもらい、ガリ版式でもよいから出すことになった。
- (六) 6の議案についても岩田(中部)から話しが出たが
- 小俣(東京)から定款及び細則のひながた案がないので検討が出来ないとのことで、社団法人化の前までに原案をすり再検討することになった。
- (七) 7、8、9の議案については中村(神奈川)より次の要望があつた。
- 東北は神奈川にも近いので有休機械の交流を図りたい。
- 山内会長 東北、新潟が独立して全建材連に入会出来るか。
- 新川(東京) どうでしょう。考えてみる。
- 早急にはむつかしい。
- 盗難については、会員に早く連絡することにした。
- 耐用年数短縮申請については、各地区とも全部申請しておらず、くわしいことは不明であるが志茂坂(大阪)の説明によれば大阪は全部提出し一応耐用年数短縮により認められたものについては、そのまゝスムーズに受理されておる。
- (十) 10の議案については志茂坂(大阪)より説明がある。
- 連合会が大阪は5月まであり、そのまゝ何か支部等の看板を出してもらつてはどうか。(また各地域に出してもよいが)出してもよいではないかとのことになった。略称は

昭和47年度 第二回理事会議事録

日時 昭和47年9月26日

場所 浜松市館山寺町字館山下3302

ロイヤルホテル

出席者

東京 山内会長、新川副会長、西垣、田中、小俣理事、藤井監事、小松、力万、小林、西野、福山委員、香取事務局長

北海道 伊藤副会長、松本理事

神奈川 中村副会長、山田、水品理事、北村委員

中部 宮野副会長、広田、二宮理事、小出委員、岩田参与

大阪 志茂坂副会長、和田、小田切、永田理事

東中国 村上副会長、西山、藤原理事

中国 藤岡副会長

兵庫 石田、中山・静岡、北村、松井、市野、高島各代表

議事 司会 岩田参与

会長挨拶要旨(会長 山内鹿蔵)

只今紹介にあづかりました。東京の三明興業の山内であります。一昨々年、昭和44年大阪、中部、東京の三協会が話し合い、連合会が結成され、大阪の脇田さんに会長をになつて頂き、そのあとを引き受け、微力ではありますが今回会長を引受けました。

只今、日本と中国におきまして、日中友好会談が田中首相訪中により重要な会議が行な

われております最中であります。私ども協会も心新たにして一層の発展のためお互いに助け合い協力し合いたいと思います。本会評も有意義な会評になるように致したいと願っています。

私どもは日浅く、大阪、中部の夫々のご協力を頂き、中国、東中国、更に神奈川と結成をみており、九州も全九州が参加の上連合会に参加を見る予定であります。

四国も将来大阪と東京の私が行つて話しを進めることになっております。リースによる深いつながりを得ておりますのも、各協会の熱意の賜と思っております。

兵庫県西部地区出席者 石田、中山各氏及び静岡地区の出席者、北村、松井、市野、高島氏の自己紹介あり。

宮野副会長を議長に推選し、宮野議長より、理事会の議案推進と設営について簡単に説明、議事進行に協力の依頼あり審議に入る。

議案審議

議案(四) A.I.Uの損害保険の加入について

A.I.U保険加入について東京の小俣理事より簡単な説明あり(経過)その後A.I.U社員から各員にプリントを配布し、目的、担保範囲、担保危険、負債危険、損害てん補範囲の限定、保険料率、保険料の精算方法、控除額等の説明があつた。

議案(一) 連合会の法人化について

8月24日、西垣、田中各理事と香取事務局

「全建り連」等が出たが、結局現在のまゝでよいことになった。

(四) 11について中国側から説明あり

A.I.Uに盗難、運搬途中の事故災害保険ありとのことで将来検討することにした。近代化促進法については、小俣(東京)より

昭46.12.27付で「中小企業近代化促進法の指定業種の指定については昭和46年中の例外として第2回目の業種指定を行うことになったとのことで、建設省大臣官房建設機械課の好意により申請切日の1月20日まで、東京、大阪その他において、弁護士、公認会計士をまじえ、検討して戴き必要な資料を提出してもらい、申請手続を進めておつたところ建設省機械課から、中小企業庁計画課への事前折衝の結果、「現状では建設機械リース業者の組織力が弱体であり、指定を受けても充分の効果が上らない」と云う理由で申請しても無駄であると指摘され準備を各地域にお願いし万全を期しておつたが断念したものである。以上で議案の審議を終了した。

以下懇談 税務署名を使い電話での調査に就き国税庁に聞いてみたが電話で調査することはないとのことであり会員に特報で知らせたことがあつた。

また最近6月20日ごろ新川さんのところに鹿島の〇〇作業所の〇〇(吉岡)と称し〇〇機械〇〇台現場に持って来てくれとの電話あり会社を信用して持って行つたところ現場はあるが依頼しないとのことで持ち帰つたことが5社程あつた充分な注意が必要かと思われまふ。

岩田(中部) 名古屋も全部やられた名古屋建設情報センターなるものがやつた様である。

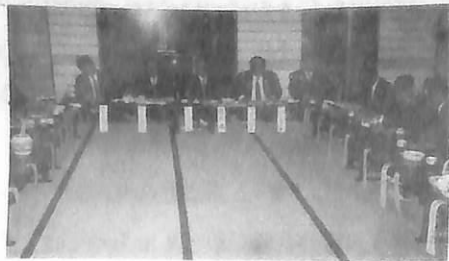
調査の上建設業者にデータを一1件 2,000位で売り込むのが目的の様である。

大阪にもあつたとの話しが出た。

以上

追伸(事務局長)

乱筆のため判読しかねる点も充分あると思いますが宜敷くお願いします。



長の3名で建設省を訪問、森田事務官に面会し本件について依頼協力したところ協力的に見受けられた、鈴木専務問官の話では建設業法の、28業種には見あたらないからなかなか困難との話しであつたが一応依頼してきました。

先きに顧問である黒川先生を訪問種々と指示を受けたところによると、日本建設機械賃貸業社がある間は無理かも知れないので、抹消を先にし、それから法人化を進めて行く方向にしてはとの話しであつた。10月3日、4日ごろ再度訪問し、進め方等の指示を得て努力したい考えであります。

議案(二) 兵庫県西部地区組合の加入について
兵庫県西部地区の中山さんから電話にて重機部門であるが組合を結成したので加盟させて頂きたいとの申出がありましたのでよろしく審議願いたい。加入を承認。

議案(三) アメリカのレンタル業視察について
全国の希望案としては、No1(8日)2協会、No2(10日)3協会、No3(16日)1協会より提出されておることを説明結論として、一応No2(10日間案)を目標として推進することを了承した。

議案5は(1)と同じで省略

議案(六) 漏電防止器の使用について
聞くところによれば来年2月1日より漏電防止器の使用設置については実施されることになっており、この点については、神奈川の北村さんから説明がありますのでよろしく。

神奈川の丸忠電機の北村さんから、パンフレ

ットを配布の上、漏電防止器、電気のこと、パワーベツト等について説明あり、各地区毎に講習会を開催電気事故防止に万全を期するようにしてはとのことになり一応地区毎講習会開催を諒承。

議案(七) 北海道へ進出の件について

北海道は冬仕事がなく夏季だけであるので、1.親睦、2.遊休機械の交流、3.過当競争にならないようにの3点を考えているが、お願いとして各地区から北海道に進出される場合は北海道の協会規程に協力してもらいたい。当然のことであり諒承。

神奈川の北村さんから緊急発言あり、要点は次の通り。

賃貸機械に連合会名記入のステッカーを貼布することを義務付けてはとのこと、その内容は

A、移動注意 B、アース注意 C、責任者以外は取扱禁止。

この件は悪いことではないので、一応承認された。計画は後日「懸案」については文書で各協会に配布する。別添りコピーのとおりである。

議案(八) 委員会の活動について

委員が総花式に思われる。なお委員会を積極的に開催し、横の連絡を取るようして連合会の真の発展を計るようになりたいとのことで、諒承した。岩田参与から委員の決定事情について説明あり。

議案(九) 会員章の作成について。

会員章を作成し店頭に掲示するようにはどうかこれを諒承、作成の上は実費にて配布する。

議案(十) 理事会の開催地について

理事会の開催については、将来この線で進めること諒承。今後の理事会発会地は、次回は神奈川、本年度最終は東京とした。北海道は来年夏ごろにとの意見あり。

議案(十一) ニュースの発行

全建機連のニュースの発行については、ニュース資料の収集の点で困難であり現時点では一応保留となつた。

議案(十二) 未組織地区の協会設立について

北陸、静岡地区に業者が多数あり、会員増強と協会設立に一層努力することで意見一致。また静岡地区から4名参加されており将来設立に努力して頂くよう依頼。

議案(十三) 全国標準賃貸料の件について

全国統一賃貸料については、統一されることが望ましいことであるが、現時点では地域差あり無理な点も見受けられるので地区別賃貸料でもよい。お互が自覚し合い協力発展の方向に進める方がよいとの結論となる。以上で審議を終る。



会員増強活動とその状況

関西西機工 副会長 志茂坂 敏

主題のテーマで寄橋せよとの事でペンを取つたもののおいそれとテーマに答えられる事柄も案外にない事に冒頭からうろたえています。全国建設機械リース業連合会も結成以来満2年4ヶ月余を迎え、会員諸兄の御熱心な活動によつて結成の悲願であつた文字通り全国的な連携なり、そして耐用年数の特別償却も一応国税庁の承認を得、愈々待望の登録制許可制に迄業態を高める段階に致りました事は、御同慶にたえませんと同時に会員たる私達一人一人がより大局的見地より勿論それぞれの企業の発展向上採算面での努力研修はさる事乍ら、如何に私共が携わるこの最も近代的な企業の本質に徹し、会員相互のひいては企業側の私達、そしてお客様である各ユーザーさん大きくは国家が期待するリース、レンタル事業の動向を的確に把握し70年代日本列島改造論が打出された新しい経済の中の企業としてのあり方、進め方を極力、研究し、その発展を不動のものに高めねばなりません。

社会はあげて私共の70年代の先端を行くリース、レンタル事業を注目していています。今こそ会員は一意乱れず連合会の存在が如何に私共一人一人の企業に貴重な団結であるかを再認識し度いものと存じます。

本年初頭来関西支部は九州、中国、四国の同業を歴訪それぞれの地区に協会域は組合の結成を見

ました。

又、単独一社の加入も両三、四社を数えております。尚姫路地区にて約八社、播但支部結成も間近いと聞いて居ります。

斯様に連合会での新会員加入勧誘も一步一步と進んで居ります事は誠に頼母しい限りです。

御承知の様に連合会も法人化をめざして監督各官庁へ強力に本部より推進していただき明るい見通しの報らせを聞いて居ります事は本当にうれしい限りです。

前述しました様に登録制或は許可制に迄我々の業種を持つて行かねばなりません。

それを為す事に依つて業態を確立、乱売を防止し、共存共栄の実をあげねばなりません。

此の時こそ同業の同業者が加入の好機かと信じます。

何卒会員諸兄のより強い御関心を以て新しい有力な会員の加入に御協力頂き度く念じ諸兄の益々の御健勝と御発展を祈つて拙文を終えます。

昭和46年度事業の概要(第三回定時総会より)

(1) 会 議

◎ 第1回理事会 昭和46年5月22日名

古屋市中区円庄にて総会終了後開催、

総会決定事項の再確認並に次回理事会

開催の日時、場所について討議

◎ 第2回理事会 昭和46年7月8日岐阜

市長良館にて

議 題

1. 耐用年数短縮措置について

a 国税庁の指示による各地区調査実態の報告

b 報告に基づく対策の検討

2. 標準賃貸料制度の件 委員会附託

3. 賃貸機械整備安全月間実施の件

◎ 第3回理事会 昭和46年10月26日

伊豆稲取 東海ホテル

議 題

1. 耐用年数短縮運動の経過及び見通しについて

2. 標準賃貸料金設定について

委員長よりの答申案について

3. 登録制採用について連合会法人化に関する研究及び計画運動について

4. 各地区会員の加入進捗状況について

5. 神奈川県リース業協会発足予定について

6. ダンピング防止に関する件

7. 札幌リース業協会伊藤会長理事推せんの件

◎ 第4回理事会 昭和47年3月23日

ヤンマーティゼルー(株)東京支店会議室にて

議 題

1. 組織拡大について

2. 昭和46年度総会対策について

3. 耐用年数短縮措置に伴う申請書提出について

◎ その他諸会談

1. 耐用年数短縮措置に関する説明会

昭和47年3月22日 国税庁内会議室にて

2. 建設省担当官との懇談会

昭和47年4月12日

3. 法人化対策委員会

昭和47年4月12日

活 動 状 況

(2) 賃貸料金の制定について

本年1月より新たに連合会統一の標準賃貸料金を制定したが、現行慣行料金との各差がありすぎ、実施面では無理があるとの批判があつたが、最近の諸物価の高騰と諸経費の上昇のなかで、只リース料金のみ下向の現状を考え合すとき、原因が奈辺にあらうとこの辺で下向の歯止めをしなければならぬ意義において、本料金の設定は適切であり将来この線にそつての努力を期待したい。

(3) 組織の拡大について

本年3月18日に広島地区において中国建設機械リース業協会が発足、連合会が加盟、引き続き4月3日、神奈川県建設機械リース業協会が正式に結成されこれ、即日連合会に加盟の決定、更に九州に於て九州建設機械リース業協会、岡山県においても、東中国建設機械リース業協会(仮称)と四国地区に四国建設機械リース業協会(仮称)と相ついで、

近く結成をみんとしつつあることは名実ともに全国組織として高く評価される所以である。

(4) 整備安全推進月間実施について

昨年10月1日より31日までの1ヶ月を整備安全推進月間とし賃貸機械の整備に特に努めると共に安全操業を目的にポスター1,000枚を作成して各会員の店頭に掲示して、事故防止に努めた。

(5) 安全ワッペンの作成について

水中ポンプ事故対策の一環として安全ワッペン2,000枚を作成し各会員所有の機械に貼布することとした。

(6) 統一賃貸契約書作成について

事故対策の一環として使用者の責任を明確化した統一賃貸契約書を作成希望者に実費配布した。

(7) 耐用年数短縮措置について

連合会結成の主目的であつた、耐用年数短縮措置については、関係各機関への強力な働きかけと(会員各位の絶大な協力もあつて)吾々の努力が酬いられ去る3月3日国税庁長官の決裁により約30%の割増償却が認められた。

具体的には「334ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」は4年、「335その他の建設工業設備」の細目のうちベルトコンベアは2年、その他の設備は5年となつた。

(8) 業種指定について

従来一般サービス業として業種分類され

ていた吾々業種が、通産省より第4722号にて「建設機械の賃貸業」と正式に業種指定された、このことは単に業種指定とはいえ吾

々の社会的地位の向上と、将来法人化への足がかりとしても大いに意義あるものである。

名古屋便り

進展する中部地区

中部建設機械リース業協会では会長宮野正三さんを中心に、副会長広田正男・小出精一郎御両人を始め理事の方々が協会発展のため会員増強に努めた結果、正・賛会員併せて五十七名となり、近く事務所を設けることの具体的段階にまで進展している。

これは、昭和四十七年十月十二日、連合会々長山内鹿蔵さん、神奈川県会長中村憲一代理(井上)、大阪の志茂坂さんを招いて開いた。満五周年記念祝典が大変盛況裡に終わったことなどが良い刺激となったこともあつたが、建設機械リース業が建設業界にも漸やく浸透し、新しい企業としてその基盤が固まったものも考へられる。近々に北陸方面の同業者との懇談会も計画されており、北陸にもリース業協会が発足するものと思へる。

この外、中部建設機械リース業協会が事務所を正式に設置すれば、未加入者の入会も増えることも予測され、中部地方の建設機械リース業者も本格的活躍の時代を迎えるさざしがみえている。

写真説明
中部建設機
械リース業協会創立
五周年記念祝賀会記
念式は祝詞を述べ
る連合会々長山内
鹿蔵さん



大阪便り

昭和47年11月2日

パイプロ専門部会世話人 脇田竹広
脇田機械株式会社 電話(562)1551番

拝啓 晩秋の候貴社益々御繁栄之段お慶び申上ます。

紅葉も美しい季節となりました。

建設工事も年末を控えて一段と私達業界も忙がしく成つて参りました。

つきましてはパイプロ専門部会の発会式を下記要領にて開催致しますので御多忙中恐れ入りますが万障御繰合せの上御出席下さいませ様御願申上ます。

尚準備の都合もありますので同封はがきにて御出席の有無折返し御返事下さいませ様御願申上ます

記

1. 日 時 昭和47年11月9日(木) 午後6時(時間厳守)
2. 場 所 来山閣(北京料理) 大阪市南区玉屋町8 電話代(211)8135番
3. 議 案 別添の通り
発会式終了後懇親会
4. 会 費 4千円(当日御持参下さい)
同上発会式議事録。規約 } 別添の通り
部会員名簿

パイプロ専門部会発会式議事録

- 日 時 昭和47年11月9日(木曜日) 午後6時
- 場 所 来山閣 大阪市南区玉屋町8 電話211-8135番
- 出席者(20社) 音頭金属、茨木機械、関西機工、木本工作所、五葉リース、相互土建、サンヨーリース、泰宏工業、大東興業、中央機械、東洋機工、浪速建設。成松屋、広津機械、平川機工、細川電機、脇田機械、和田工業所、日東産業、大十建機、欠席者(7社) 石井産業、石井機械、大阪建機、関西建設、三菱重機、富士建設、脇田機械工業
- 発会式次第 午後6時30分開催

1. 司会者 泰宏工業姫野勝氏司会に依り発会式議事に入る
2. 挨拶 脇田機械 脇田竹広氏
数年以前の賃貸料と現在の賃貸料金の差があり過ぎる賃貸料金が下つていてバランスが取れていない。こんな状態が続くと倒産するか。業務を止めるかと云う状態になる。この辺で何とか食い止める為に、パイプロ専門部会を開いて、皆様と協力して一致団結して賃貸料金を検討し、値段を維持して行きたい。
3. 議長選出 司会者より脇田理事長に議長指名の要請があり脇田理事長より関西機工志茂坂敏氏を議長に指名す。
4. 議長首席 関西機工 志茂坂敏氏、議長となり議案審議に入る。

議案審議

- (1) パイプロ専門部会設立の賛否 議長
設立賛成拍手を以て万場一致で可決成立す。
- (2) 部会設立経過報告 広津機械 広津三好氏より
昭和47年8月29日。同9月29日の2回
世話人 脇田機械。広津機械。相互土建 関西機工。大阪建機。成松屋。脇田機械工業。泰宏工業。和田工業所。木本工作所。平川機工。音頭金属。石井産業。以上13社
にて部会設立の御賛同を得て下記決議事項を決定す。

決議事項

1. パイプロ専門部会を組織する事を承認
1. パイプロ及びゼネレーターの賃貸料金を別表の通り決定す。
1. 部会役員は発会式開催の席上にて選出する。
1. 部会費は発会式に於て決定する。
1. 役員 部会長 1名。副部会長 2名。幹事 7名。会計幹事 1名。
1. 部会費 毎月2千円?
1. 規約 別表の通り
以上の部会設立経過報告あり万場一致で可決成立す。(中略)
5. 役員選出 議長
役員選出方法は議長一任となり左記の通り役員を指名承認
部会長 広津機械。副部会長 相互土建機械、関西機工。幹事 浪速機械、木本工作所、音頭金属、東洋機工、細川電機商工、成松屋、和田工業所。会計幹事 泰宏工業。(以上11社)
6. 部会費の審議
部会費は毎月2千円とし1期分(3ヶ月分)宛年4回徴集する事に決定
以上
部会長 広津三好

パイプロ部会規約

1. 本部会は部会員の相互扶助精神に基き部会員のために必要なる事業を行う
2. 名称、本部会はパイプロ部会と称す
3. 本部会の事務所は大阪建設機械リース協同組合内におく。
4. 本部会の地区は大阪建設機械リース協同組合の地域とする。
5. 本部会の加入資格者はパイプロ及び発電機の賃貸を業とする組合員とす
6. 専門部会は協同組合業務に属し会員の緊密なる提携と親睦を計るを目的とする。
7. 適正なる賃貸料金の確保と強化に積極的に活動をすること。
8. 低料金の防止に依り正常なる経営の合理化に努力をすること。
9. 決議事項の結果を理事長に報告して承認を得て実行に移すこと。

1. 部会長は協同組合の組合員が就任する。
2. 幹事は部会員より選出する。
3. 部会役員は任期は協同組合役員に準ずる。

会 計

専門部会は必要に応じ部会費を徴集する事が出来る。

専門部会の推進事項

1. パイプロ及び発電機の適正賃貸料金表の作成
2. パイプロ及び発電機を保有して賃貸業を営む者の名簿の作成
3. 部会に必要な規定を設ける。
4. 規定を守り親睦し得る方法として次の行事を行う。
イ 1ヶ月に2~3回茶話会又は娯楽的な会合を開き御互に密接なる交際に依つて部会員の利益を擁護し共存共栄の実を揚げる可く努力する。
ロ 入会及び脱退は自由とする。

役員

専門部会には次の役員を置く

- 部会長 1名
副部会長 1名
幹事(含会計) 若干名

パイプロ専門部会員名簿

会社名	代表者名	電話番号	住所
石井産業株式会社	石井 弘	561-9541	浪速区幸田町4丁目3-4
石井機械産業株式会社	石井 毅	452-0481	福島区海老江上通2-33
音頭金属大阪支店	音頭 作治	562-7161	浪速区桜川4丁目2-4

大阪建機センター株式会社	松田 輝	562-7561	西成区津守町西1丁目18
茨木機械株式会社	宮田 幸雄	0726 23-0941	茨木市下穂積1丁目6-23
株式会社 関西機工	志茂坂 敏	561-8601	浪速区東神田町873-1
関西建設機械株式会社	桐月 正邦	078 733-2221	神戸市須広区外浜町8丁目9-19
木本工作所	木本 源一	681-3865	住吉区御崎町3丁目166-2
五葉リース株式会社	小池 彦	788-3451	東大阪市稲田1241-1
三菱重機株式会社	松下 智昭	681-2205	住吉区北加賀屋町3
株式会社 サンヨー	灘波 星三	327-0415	東淀川区豊里町601
相互土建機械株式会社	小田切 治郎	562-1641	浪速区久保吉町1242-67
泰宏工業株式会社	姫野 勝	552-2721	大正区大正通2丁目67
大東興業株式会社	塚崎 謙康	401-4081	尼崎市杭瀬南新町2-60
中央機械株式会社	野崎 強	562-0731	浪速区桜川2-1096
東洋機工有限会社	松井 春彦	561-0445	浪速区幸町5丁目2-2
浪速建設機械株式会社	伊 正三	561-7506	浪速区桜川1-1085
株式会社 成松屋	永甲 仁作	562-4461	浪速区幸町4丁目5-20
㈱ 広津機械工業所	広津 三好	562-7201	浪速区桜川5-1423
平川機工株式会社	平川 義辰	908-2681	門真市新橋町616-1
富士建設機械株式会社	福田 猛	561-3399	浪速区芦原町1174
細川電機商工株式会社	細川 久治	351-9072	大淀区長柄中通4-65
脇田機械株式会社	脇田 竹広	562-1551	浪速区桜川3丁目2-1
脇田機械工業株式会社	脇田 富美男	581-3441	西区本田町2丁目15-9
株式会社 和田工業所	和田 繁夫	581-0051	西区本田3番丁15
日東産業機械株式会社	東尾 保	697-1111	住吉区杉本町2丁目61-4
大十建機株式会社	長山 美達	458-6881	福島区海老江中2丁目58

近況について

神奈川県建設機械リース業協会

会長 中村 憲

神奈川県建設機械リース業協会は、新年度より発足以来順調に発展しつつあり、初期の計画通り会員の拡充も達成して全会員及理事の協力を得て着々と事業計画を進めて居ります。

先輩である東京の協会諸兄に指導を受けながら毎月の理事会及幹事会を開催して議事を検討し、初歩的な問題から脱皮して協会を更に強固な団体にするべく努力して居る次第であります。

特にデンヨー工場見学に於きましては、東京と合流させていただきまして、当協会では第1回目の見学旅行であり一つの事業を達成して、大変大成功したと思います。

改めてメーカー及東京の協力に対し深く感謝致すところでございます。

次に、今年度第1回全建機連の理事会へ出席させて頂き全国の協会とお付き合い出来ました事も慶ばしい事と存じます。

今後、益々全国の業者間との流通を活発にして我々神奈川県の協会を発展させる足がかりとなりました。

田中新内閣が誕生して日本列島改造論による建設工事も、いよいよ活発化されて我々業界も前途は洋々たるものが感じられ先行きの見通しも明るくなって居ります。

この期にあたり、業界の強固なる団結をもつてリース料金のダンピングを防ぎ強い誇りをもつて高売すべきだと思います。最近には特に商社系の大リース会社が増えリース料金の安値が目立つ様になりましたが、我々がそれらに負けず対抗して健全な業界に発展させたいと思います。



神奈川県建設機械リース業協会
創立総会挨拶する中村会長

建設機械リース業者へ

全国建設機械リース業連合会 企画調査委員会

会員の皆様方には益々御建勝にて御活躍のこととお慶び申し上げます。

今回、企画、調査委員会と神奈川県建設機械リース業協会の技術開発委員長北村敏一(丸忠電気工業株)の協力により先にご連絡致しました電気事故防止用ステッカーを発案製作し稼働中における電気による事故防止を協会員内から一人でも犠牲者を出さすことのないよう、もし出した場合は稼働者や会員は勿論協会、連合会まで信用を失う事になりかねません。

さてユーザーに信用される業者にならねば自営はおろか協会も成立しません。今迄以上に自営においての再検討をなし古い機械を生かし、技術を向上させ自信のある機動性に富んでいる機械を送り出すことこそリース業者が認めて戴けることとなりますと共に利益に結びつくことでもあります。

客に対し、良き指導者であり良きパートナーになることでもあります。

アースの注意書の件について(シール)

建設業者にも技術不足により危険を目前にして平気で電源を使用する機種を操作されております。電気を使用するものは総て完全アースを取らねばなりません。

賃貸業者にも責任なしとは申せません。

電源には100V、200V単相三相を使用されておるが、200Vは勿論のことですが100

Vだからと簡単に取扱う方が多く、人間にはさまざまな体質があり、安心は禁物です。

人体に感電された場合心臓の悪い方、電気に弱い方はショックによる大事故を起す場合があります。

ステッカーを添付する機種

- 1.発電機大型、小型
 - 2.バイブロハンマー
 - 3.水中ポンプ
 - 4.マイテーパーラ(ウインチ)
 - 5.電動モータ付コンプレッサー、並びにベビコン
 - 6.ベルトコンベアー電動式
 - 7.電動式バイブレーター類
 - 8.電動工具類(サンダ類)
 - 9.その他電気を使用する諸機種には全部貼付
- 次に参考までに

KVA~KWの計算方法

KW~KVA

出力 $KVA \div 1.25 = KW$

出力 $KW \times 1.25 = KVA$

以上、電気を原動機とする機械には十分注意し事故を起さぬよう切望します。

御挨拶

東中国建設機械リース業協会

会長 日笠保男

「買う時代から借りる時代へ」と言うキャッチフレーズが各新聞紙上で見られる今日、建設機械のリース業は目ざましく発展を続け、日本に於ける大都市から中小の都市に至るまで、リース業者が増加する時代に移行して居ります。

また昨今の都市部に於ける大手業者の進出は特にはなほだしく、現場に於ける合理化に伴う、リース利用に依る省力化が作業効率を著しくたかめて居る事は周知の通りであります。この様に建設業に於て汎用機械の賃貸が今後かなりの稼働率を示すものと考えられます。

かかる状況から我々建設機械を取扱う業者が相互の融和を図り共存共栄の実を揚げる可く今回ここに東中国建設機械リース業協会が発足し、全国建設機械リース業連合会へ加入することにより、他地区との目的を一にする業者と連繫を保ち、同一目的の完遂に邁進させることと相成りました。

とは申し乍ら、このリース企業は歴史浅く、其の上零細な為、現在社会的に置かれている立場を考えると、当分採算をとるまでには未だかなりの時間と統一した行動が必要と思われませんが、先進諸国の例に慣い、長期的視野に立つて建設機械賃貸業の発展に努力しなければならないものと思います。



東中国建設機械リース業協会発会式記念写真(岡山にて)



静岡県建設機械リース業協会発会式(浜松にて)

静岡県にも協会発足

静岡県建設機械リース業協会（会長—高島博行氏、和興産業㈱社長）は、設立以来日なお浅いにもかかわらず、事業活動の準備も終り、新春を期して本格的活動にはいつている。

同協会の建設までには次のような動きがあつたのであつた。

同県は東西に広く、東部は神奈川県に近く、その影響が大きく、西部は愛知県に接し、ことに浜松は豊橋と隣接しているなど、地理的にも種々条件がある、そうした中にありながら、同県のリース業者は、新しい企業として脚光をあび最近活発な動きをみせて居るものの業者数は少なく、団体結成にいろいろ難点があつたので、協会設立が思うように出来なかつたのが実情であつた。

こうした中にあつても、建設業界の動きは急速に変わりつつあり、ことに工事施工面において

は大型化する工事にスピードが要求され、その上公害防止、環境改善、過疎過密対策などで、都市集中を地方分散へと大きく転換することから、同県における建設事業も急増しており、建設機械のリースも好むと好まざるにかかわらず急増しているのが実情であつた。

この影響もあつて、リース業の事業経営にも幾多の不合理な問題点を包蔵していることから、これが解決策の一つとして協会設立の動きが表面化し、昨年11月17日、同志十余名が浜松市成子町の浜松会館に集まつて協会設立につき協議したところ全員一致で創立総会を行つた。

かくして静岡県の協会が生まれたのであるが、同協会の発足は当連合会にとつては、まことに喜ばしいことである。

設立の喜び

会長 高島博行

静岡県建設機械リース業協会が出来ましたのは、当県の同業者である大興リース㈱・東名リース㈱・富士リース㈱の代表者が静岡県にもリース業協会を設立して、同業者の向上発展を図ると共に隣接する神奈川県・愛知県の同業者と共に、手を取り合つて共通の問題点解決に協力し合うことや、大きくは全国の皆様方の御指導御鞭撻をおおき、われわれの将来に少しでも

お役に立てればと念願して協会設立に踏み切つて創立の準備を致したのであります。

その創立総会が開催された当日、連合会の山内会長、岩田参与の御兩人、それに神奈川県の中村会長、名古屋の宮野会長さんの四人の方が御来席下され、建設機械リース業の現在、将来性に就いて、及び同業者団体（協会）の在り方、メリットなどについていろいろと

御高説を伺がい、その結果、即日創立総会を開いたのであります。

そして私達の協会が設立されたのであります。

その後、静岡にもリース業協会が設立されたことに依つて東京から広島まで同業者が一本のパイプでつながり、建設機械リース業の今後が明るい希望にあふれる事業へと大きく踏み出し

たのであらうと、御先輩の諸兄から勇気づけられました。

このことを思いますと、皆様方の御期待に添うべく、微力ながら努力致さねばならないと責任を感じる次第であります。

どうか、今後は当協会を始め非力な私共にも格別の御支援御鞭撻のほど、お願い申し上げます。

昭和46年度会議録

第2回定時総会記録

全国建設機械リース業連合会（会長 脇田竹宏氏）の第2回定時総会は、昭和46年5月22日午後2時より、名古屋市中区錦3丁目6の15（円庄）で開催
総会は地元である中部建設機械リース協会会長 宮野正三氏が議長となり、次の通り行なわれた。

会長挨拶が終り、会務報告並びに議案審議に先立つて、不記二名を理事録署名人に選任。
齊藤勇（大阪） 稲葉雄一郎（名古屋）

4. 会報（創刊号）発行
5. 減価償却資産の耐用年数短縮運動について
6. 標準賃貸料金の制度について
7. 組織拡大について
8. 安全週間運動について
9. 賃貸機械による人身事故防止対策並に災害補償について
10. 登録制について

昭和45年度会務報告

浜田事務局長

1. 昭和45年度の役員選任
2. 会議・理事会の開催、昭和45年度5月8日・8月3日・11月23日。昭和46年3月20日
3. 顧問委嘱・安井謙（参議院議員）田中栄一・広瀬正雄。（衆議院議員）占賀雷四郎（元建設技監）

第2回定時総会議事

1. 第1号議案 昭和45年度決算承認に關



する件

提出議案通り異議なく承認

1. 第2号議案 昭和46年度活動方針に関する件

(1)組織拡大の件 (2)耐用年数短縮運動推進の件 (3)登録制実施の件 (4)安全週間運動実施の件 (5)適正賃貸料金の制定 (6)財政確立の件

原案説明通り異議なく承認

1. 第3号議案 昭和46年度予算案承認に関する件

昭和46年度 第二回理事会記録

全国建設機械リース業連合会の昭和46年度第2回理事会は左記の通り開催された。

日時 昭和46年7月8日午後2時30分

場所 岐阜市長良20の1 長良館

出席者 会長 脇田竹宏・副会長 山内鹿蔵

宮野正三 志茂坂敏 理事 田中孝之 小俣

実 和田繁夫 永田仁作 広田正男 二宮緑

郎 安江新太郎 会計 吉岡良平 会計監事

広津三好 事務局長 浜田豊

東京建機リース業協 理事 西垣勝行 木立

将暲 北村敏

1 大阪建機リース協組 理事 小田切治郎

中部建機リース協 参与 岩田正治

議 事

1. 賃貸用建設機械耐用年数短縮措置対策について

(A) 国税庁の指示による各地区調査実態の報告
大阪は既に調査結果の資料を東京、名古屋へ送

する件

第4号議案 会費増額の件

(現行一社月額200円を300円に増額する)

第3号議案の審議に対して、第4号議案の採否が必要であるため同時上提、審議の結果両案とも異議なく承認。

以上で全議事を終り、志茂坂副会長の音頭で萬才三唱を行ない閉会

つてある通りであるが、抜打的に実施された、調査はたんわんに行なわれたのであるが、機械によつて耐用年数より早く処分されたものもあり、実情に即した取扱いが行なわれそうな様子である。耐用年数の軽減には見込みがあると思われる。

東京は国税庁と6月初め打合せた結果、特定の業者二社(脇田機械工業、新川工業)を選んで実態調査を行なった。その中で、新川工業は大吉産業と合併するため未だ調査が行なわれていないが、脇田機械工業は帳簿を調べた結果、各機種についてデータはよく出来ている。もう少し詳細なものか望まれた。

現地調査は同社浦安工場を調べた。これは見るだけで説明を行い、写真まで撮った。新川工業は会社合併の折でもありもう少し時間が欲しいが実施の方針である。

(B) 実態調査に基づく対策の検討

大阪、東京の実態調査の報告(名古屋は実施しない)によつて今後の対策について検討した結果

耐用年数の軽減に中央が動いてきたので今後光明がまして来た。

調査の結果納得できていると思える。

東京二社、大阪一社の三社の調査結果が出たら、それを資料に説明会を開きたい。

また、大阪における当局との懇談会の録音の中で重要なところを、プリントして配る結論としては、国税庁と懇談会を開いて耐用年数の軽減実施に努めること。

(2)連合会の標準賃貸料金制定の件

各地区の料金が異なっているから、これが統一を計るにはどうするか。

名古屋地区は他地区より有利なようである、これで通用すれば考えるべきだが、ダンピングのもの、暴利のものなどは論外として良識

的な方法でやる。

各地区の代表で委員会を構成して検討する。構成員は各地区とも三名(内委員長1名)の計9名とする。

賃貸期間の1日~3日とかは止めて、1週間・1カ月・長期間としたい。

各地区の委員は七月末までに連合会へ届出ること。

(3)賃貸機械整備安全週間の実施について

週間は短かいから月間にした。ポスターを作成する(図案は事務局一任)

同件に関する一切を、浜田事務局長、田中孝之(東京)岩田正治(名古屋)三氏に一任

(4)その他の件

顧問 衆議院議員 広瀬正雄氏の大臣新任祝いを贈ること連合会制定の賃貸契約書は会員に一冊宛買ってもらふことなどを決めて全議事を終る。

昭和46年度 第三回理事会記録

此の理事会は、別項の事業概要にある通りの議題であるが、特に標準賃貸料の制定が中心であつた。その状況は次の通り。

10月27日、伊豆稲取の東海ホテルに於て、全国建設機械リース業連合会の事業である「標準料金」設定についての最終委員会が、東京、大阪、名古屋の代表計九名に依つて開かれ、引き続き行われた理事会の承認を得て決定された。

当日の理事会出席者は、東京建設機械リース業協会、大阪建設機械リース協同組合、中部建設機械リース協会、札幌建設機械リース業協会と東京建設機械リース業協会の賛助会目である東京ローラーリース協会の代表計25名であつた。(以下料金制定に就いて)予て、各地区で、調査表の提出を働き、集計されたデータが各地区より持ち込まれ、公平を期する為に、事務局局長、議長に成り、

議事が進められたが、初めての事であり、地域的、慣習的に相違のある価格を、統一表示する事から出る矛盾を、調整する為に、次の点を基準とした。

- (1) 各地区から出された価格の、比較的高い線を採用する。
 - (2) 他地区と余りにも、価格の差の著しいものは、無理をして表示することを避け、品名丈の表示に止めておく。
 - (3) 従来、各地区で、多少違っていた、単位を、「1日」単位とするので、短期不採用のものについては、最低期間を付記することにする。以上である。
- 約6ヶ月の日時と、集計を重ねて、各地区より提出され、今回決定された訳ではあるが、土台、各協会内に於ても、批判百出である料金を、画一的に設定するのであるから、多少の冒険、叱責は出る事であろうが、現時点での、最大公約数であり、願望の要素も含まれているが、その信頼性については、将来の研究を待たなければ

昭和46年度 第四回理事会記録

日時 昭和47年3月27日

場所 ヤンマーディーゼル会議室(東京駅八重洲口)

出席者

大阪側=脇田機械、関西機工、和田工業所、
浜田事務局長
名古屋側=宮野機械、太平リース、岩田事務局長

ばなるまい。

スタート・ラインのないスタートは、距離の測定が出来ない様に、標準料金が設定されていない場合の料金は、ダンピング問題も、又その逆も派生しない訳である。

此の料金設定と云うラインを引かれてこそ、業界内外の良識に左右され乍ら、より信頼性のある料金出来るものと思う。

会員各位から、沢山の御意見を戴き、人件費、物価高騰の折から、値上げの傾向を進めるべきであるとする意見と、大量利用の時期を向えて、リース本来のメリットを需要家にあてる為にも、値下げ傾向で決定すべきであると云う意見もあつた。

大なり小なり、この意見は、発展的矛盾として、反映されたものと思います。

全国建設機械リース業連合会設定「標準料金表」として、お手許えは、大阪本部より、新春を期して、発布される事と思います。

東京側=三明興業、新川工業、筑紫建機、
オマタ土鋸機商会、吉岡機械、日東コンベア、岡田商会、大一建機、内田建機、
関東フォークリフト、三和リース
神奈川側=中村商店、大塚機械、常盤工業、
丸忠電機工業、木立機材工業、山嶺商会、
金子機械
北海道側=大鉄商店、片桐機械、松本機械

東京ローラリース協会=日機工業
中沢公認会計士

談事録

かねて申請中の法定耐用年数短縮措置について、国税庁より結論が出されたため、全建機連の各理事を招集し、別記のと通りの順序により座談会、説明会、理事会を開催した。なお、法定耐用年数短縮については別項の記事を参照されたい。

国税庁訪問者12名(1時~3時)

大阪地区 2名

中部地区 2名

北海道地区 2名

東京地区 7名

を選出。他に中沢公認会計士、オマタ土鋸機商会が先行し、国税庁法人税課石井担当官を訪問説明を聞いた。

3時~3時30分、中沢公認会計士により国税庁の説明が詳細に紹介され、3時30分より山内副会長議長となり理事会を開催。

議題

① 組織拡大について報告

九州、中国、四国、各地区への積極的な運動により、団体組織結成が促進され、近々全

建機連加入が約束されたとの報告があつた。

② 昭和46年総会対策について

1. 日時・場所の選定について

5月13日午後1時より東京・日比谷の日生会館において開催することを確認した。

2. 会則変更について

さらに検討することになった。

3. 役員改選について

会長一名のほか、各地区協会より副会長一名宛選出するほか理事、幹事をそれぞれ選出することとした。

4. 決算承認の件

5. 昭和47年度予算並びに事業計画について

6. 会費増額の件

7. 役員表彰の件

以上の条件については④⑤が原案どおり承認、⑥現行維持、⑦脇田会長の表彰をそれぞれ決定した。

③ 耐用年数短縮措置にともなう適用申請書一括提出の件

(別項参照)

④ その他

委員会組織会議 (昭47.7.11)

日時 昭和47年7月11日午後1時～3時
 場所 東京都渋谷区東2丁目・全機連事務所
 出席者 会長・山内鹿蔵、田中孝之(筑紫建機
 株)東京、水品潔(大塚機械株)神奈川、和
 田繁夫(株和田工業所)大阪、岩田正治(中
 部建機リース協)中部、香取事務長(全建機
 連)
 協議事項
 山内会長 6月22日の理事会(奈良)の決定
 による各委員会の管掌事項について協議され
 たい旨の挨拶あつて協議に入る。
 各委員会の所管事項の検討については、岩田参
 与の逐条説明によつて審議し、別紙の通りに
 決定する。

各委員会の担当事項及び担任委員は別紙の通
 りと決定
 第二号会報の発行は、昭和47年9月に発行
 すること。
 その具体策は岩田委員長が立案して、各委
 員と協議決定すること。
 各委員会の会合は、経費の都合上第2回理事
 会の前に開くことを申し合せた。
 以上で委員会組織会議を終り、賃貸用建設機
 械の災害保険に関するAIUの説明があ
 ったが、保険料率でいちがいがあり、リ
 ースの特性を考慮して、後日に打合せをす
 ること。

全建機連部門別委員会名簿

委員 会名	担 当 協会別	委員長	委 員			
			東 京	神 奈 川	中 部	大 阪
企 画	神奈川	神奈川 山敬商会	(有)小松物産リース		中京機械株	株広津機械工業所
調 査	大 阪	大 阪 株関西機工	株オマタ 土鉦機商会	丸忠電機工業株	太平リース株	
涉 外	東 京	東 京 筑紫建機株		木立機材工業株	小 出 商 会	株和田工業所
広 報	中 部	中 部 岩田参与	三和リース株	大塚機械株		相互土建機械株

各委員会の管轄事項

全国建設機械リース業連合会

企画委員会

1. 総会、理事会及びその他の会合の計画推進に関する事項
2. 組織の拡大、会員の増強に関する事項
3. 連合会事業の推進に関する事項
4. 公共の福祉に奉仕する事業並に会員の福祉厚生に関する事項
5. 他の委員会に属さない事項

調査委員会

1. 適正賃貸料金の調査研究に関する事項
2. 保有機械の稼働状況の調査と遊休機械の活用方法に関する事項
3. 正常取引推進のための市場調査情報収集に関する事項
4. 原価償却及び課税等の調査研究に関する事項

渉外委員会

1. 関係官庁等との折衝連絡に関する事項
2. 下部組織に対する指導連絡に関する事項
3. 友好団体との折衝に関する事項

広報委員会

1. 会報、名簿の編集発行に関する事項
2. 連合会並に会員の対外宣伝広告に関する事項
3. 刊行物並に機関紙へ掲載する広告に関する事項

上記委員会で賛否同数の場合は会長が採決する。

(注) 各委員会に委員長を置き、委員会の決定事項を強力に推進する。

技能検定制度の提唱に当って

大阪建設機械リース協同組合
理事長 脇田 竹 広

(1) 提唱の理由

建設機械の整備に従事している方々のためにその職業に必要な能力を開発する動機を与え更に之を向上させることにより一定の資格を与え、以つて整備業の安定と働く人に名誉と誇りを持たせると共に社会的、経済的地位の確立を図り、引いては建設機械業の発展に寄与するばかりでなく、完全整備による安全性と事故防止の面にも貢献させることが今回われわれが本制度を提唱する所次であります。

(2) 検定の種類

検定の方法については、職業訓練法(昭和44年法第64号)に基く国家試験によるものと、業界で組織している団体が行う場合がありますが、吾々は前者を採ぶものであります。については訓練法に基く検定のあらましを次に述べたいと思います。

(3) 検定の意義

この技能検定は、純粋に働く人の有する技能を国が検定して、これを公証するものであつて、安全や保安等の見地から行われる他の国家試験や国家検定のようにいわゆる就業制限を伴うものでないことが大なる特色であります。

(4) 技能検定の職種

高度の技能を必要とし、かつ試験実施可能な職種のうちから、労働大臣が政令で定めるもので、検定は実地試験及び学科試験にわかれ、1級及び2級の2等級に分けて夫々行われます。

尚、この職種の選定には、各都道府県及び関係業界の意向、働いておる人の数及び専門調査委員の検討を経て当局で決定します。又、1級の技能程度は上級の熟練者が有する技能の程度とし、2級の技能程度は初級の熟練者が有する技能の程度とされております。

(5) 受験資格

職業訓練歴や学歴によりいろいろ定められていますが、原則として検定職種に關する実務の経験が必要であります。職業訓練歴がなくても、中卒は実地7年以上、高卒は実地4年以上、更に大学卒又は之に準ずるものは実地2年の経験があれば差支ありません。

(6) 技能検定の実施機関

検定は労働大臣が行うことになっていますが、実際には都道府県知事に、試験問題の作成は特殊法人中央技能検定協会に行なわせています。

(7) 技能検定の合格者

1. 合格証書及び技能士

合格した者は技能士と称することが出来る。(合格した者以外の者は技能士という称号を用いることは法により禁ぜられている。)

1級合格者に対しては労働大臣から、2級合格者に対しては都道府県知事から合格証書が交付され、合格者の氏名を都道府県公

報に掲載されることになっております。

2. 技能士章

合格者が技能士としての誇りを持ち、同時に技能士を正しく評価し、尊重する社会風潮を築くため、労働大臣は1級合格者には金色の技能士章を、2級合格者には銀色の技能士章を夫々交付します。

編 集 後 記

第2号会報の編集が、ようやく終つた!! 心中まことに複雑な気持ちが実感である。

第1回理事会(奈良)で、第2号会報を発行することが決定。しかし今年度は年2回発行する予定であるが、その第1回目がこの会報である。

昨年9月が発行予定日であつた次女が年を越して、難産? 生れたのです。意の如くならなんだと思うのが第1の実感。

如何なる刊行物であろうと、編集を終つてその刊行物が、いよいよ活字となつて世の中へ出て行くのだ!! と思う時、その出来栄えに良拙、可否の差こそあれ、言い得ぬ満足感に浸るものであるのが、編集子のみよう利というものであろう。

この満足感は、一瞬のものであつても永遠のものを残す、真に妙なものである。今まで数多くの会報、雑誌、要覧、名簿などを手掛けて来た、過去の思い出の中には、大小の差こそあれ編集後の喜びを味わつた、それが湧いて来な

いのが第2の実感。

会報は広報委員会の仕事としては最も重要なものであるが、それは連合会のPR活動の主軸をなすものであつて、今後伸び行く連合会のために欠くことの出来ない事業の一つでもある。

斯様に思考すると、会報の予算額が年間何程であろうとも、現実に会報の編集を手掛けてみると、そのために必要とする連合会の財源の乏しさ、実務的協力の弱さが痛感される。これが第3の実感。

連合会よ遅ましく育て!!

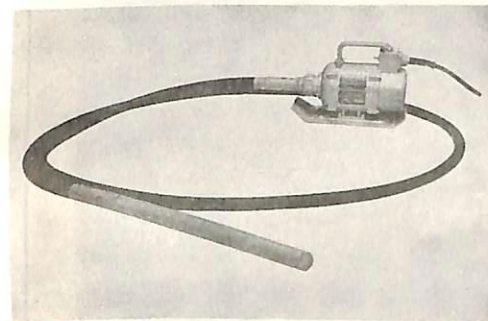
凡ての事業活動が行なえるような財源を確保して欲しい。そして会報も名簿も意図する如く出来るような、財源と実務的協力を切望する心境に追いやられたのが、第4の実感。

このような気持ちが編集を終つて感じられたのであつた。

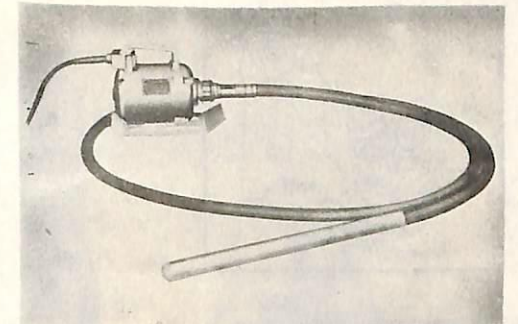
全国建設機械リース業連合会
広報委員長 参与岩田正治

Hayashi VIBRATORS

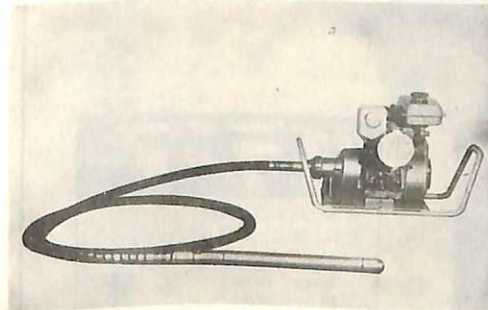
“業界で一番信頼されている”



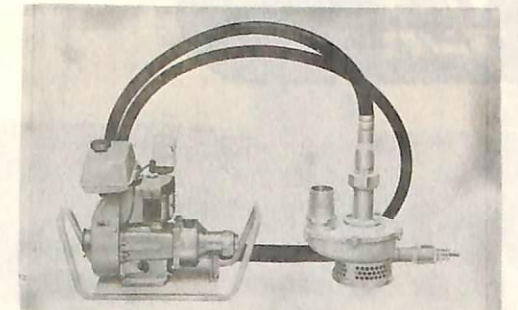
HVF 450型



HVJ 450型



HVE 450型



HFP 80型

バイブレーターのことなら大小にかかわらず御相談下さい。
小型から大型まであらゆる機種が揃えてあります。



林バイブレーター株式会社

本社及東京支店	☎ 105	東京都港区浜松町1-18-5	電話 03 (434) 8451(代)
大阪支店	☎ 550	大阪市西区本田町2-15-4	電話 06 (581) 2875(代)
札幌出張所	☎ 062	札幌市豊平区平岸3条5-172	電話 011 (811)0993(822)3592
仙台出張所	☎ 983	仙台市原町1-3-53	電話0222 (91) 2374
名古屋出張所	☎ 451	名古屋市西区牛島町837	電話 052 (565) 1065
広島出張所	☎ 733	広島市舟入中町2-13	電話0822 (91) 9661(代)
九州出張所	☎ 812	福岡市博多区美野島3-13-17	電話 092 (45) 5616(代)
工場	☎ 340	埼玉県草加市稲荷町1558	電話0489 (24) 1111(代)

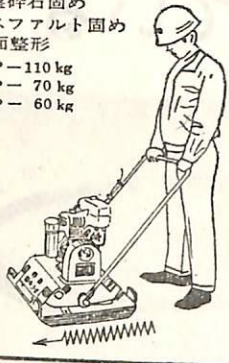
発行 昭和48年2月1日
 発行人 全国建設機械リース業連合会
 〒150 東京都渋谷区東2丁目17-11
 TEL (03)409-3761~2
 会長 山内 鹿藏
 編集者 広報委員長 岩田 正治
 印刷 名古屋市昭和区鶴舞3丁目2-16
 東海タイプ商会

明和の転圧機

両輪駆動振動 **ローラ**

パイプレート

路盤碎石固め
アスファルト固め
路面整形
VP-110 kg
VP-70 kg
VP-60 kg



30型 3.0 t アスファルト舗装
23型 2.3 t 転圧力強大
11型 1.1 t ステヤリング軽快
5型 0.5 t



新製品!!

スローブ
コンパクタ



路肩のり面転圧機
SC-1 150 kg

パイランマー

道路・水道・瓦斯管
電設・盛土・埋戻し

VRA-120 kg
VRA-80 kg
VRA-60 kg



営業所

大阪営業所 大阪市城東区諏訪西3-25
TEL 06 (961) 0747 ~ 8
福岡営業所 福岡市上牟田2-9-25
TEL 092 (41) 0878-4991
名古屋営業所 名古屋市中川区八家町3-31
TEL 052 (361) 5285 ~ 6
仙台営業所 仙台市卸町2丁目1-21
TEL 0222 (56) 4 2 3 2



株式会社 明和製作所

本社・工場 川口市青木町1-448
TEL 0482 (51) 4 5 2 5 (代)

全国各地に
販売店有り
(カタログ進呈)

現場関係者から
絶対の信頼を
勝ち得ている...

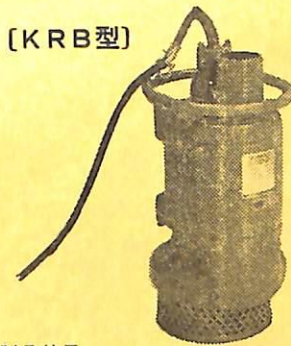


ツルミ水中ポンプ

水との長い戦いの歴史の中から、品質の改良に努力を重ね、一台一台に注ぎ込まれた全社員の真心こそ、ツルミの誇りです。

ツルミの代表的な 土木建設工用水中ポンプ

[KRB型]



■製品特長

- 普通の水からドロ砂を含んだ水まで幅広く使用できます。
- 軸封装置は3段式を採用のため、土砂、混入水に対して長寿命を誇ります。

[KT型]



■製品特長

- 威力抜群の高揚程ポンプです。
- アルミ合金使用のため軽量です。
- 土砂に強いゴム焼付をしています。

* [KRB型] [KT型]とも、使用用途は工業関係・一般土木・産業用など、広範囲にわたっています。

〈水中ポンプの総合メーカー〉 — ツルミ

たゆみない研究のもと、業界初のライン工場から、各種の水中ポンプが生産されています。

●土木建設工用水

水中ハイスピンポンプSS型
水中サンドポンプGS型
水中サンドポンプKSM型
水中サンドポンプNKV型
水中ポンプKT型
水中ポンプTH型
水中ポンプKRB型
水中ハイベーパーポンプSB型
水中ベーパーポンプBB型

●設備用

水中オートポンプFA型
水中オートポンプMB型
水中汚水ポンプF型
水中オートポンプFAW型
水中ハイスピンポンプSS型
水中ノンクログポンプN型
水中ケミカルポンプCML型
水中汚水ポンプKRB-F型
水中汚水サンゾポンプGSF型



水に挑み水と闘うツルミポンプ
株式会社 鶴見製作所

支店・営業所...

東京・札幌・函館・青森・仙台・新潟・北陸・千葉・横浜・川口・静岡・長野・名古屋・京滋・神戸・岡山・広島・米子・四国・北九州・福岡・熊本・大分・南九州

本社・大阪市城東区鶴見4丁目7-17 電話06(911)2351(大代表)

